

# 大阪市立丸山小学校「いじめ防止基本方針」

令和8年度

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「知育・徳育・体育の調和のとれた人間形成」育成のために「丸山小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 学校（教職員）の姿勢として、「いじめは許さない」「いじめは見逃さない」「指導によっていじめは防止できる」を共通の意識としてもつ。
- ② 未然防止、早期発見こそ重要であるという認識を全教職員が共有し、いじめの兆候を見逃さない感覚と高い人権意識を身につける。
- ③ いじめに関する上記の教師の姿勢と感覚、いじめの兆候に対する組織的で素早い対応の積み重ねによって、いじめの芽を完全に摘むことを通して、どんなことがあってもいじめは許されないという規範意識を児童、保護者の中に醸成する。また、家庭・PTA・地域と連携を密にして、児童の実態把握に努める。
- ④ いじめの中には、教師が無意識のうちにその原因をつくってしまっていることがあり、その影響についての自覚をもち、教師自らの言動や姿勢、児童の言動等に注意を払い適切に指導する。

## 3. いじめの未然防止についての取組

いじめは、どの児童にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

### (1) 授業改善について

- ① 教師は、以下の姿勢で授業に臨む。
  - ・小学校の学習は、時間をかければ誰にでも習得できるものであるという前提に立ち、次学年以降の学習が成立するように、各学年の指導を確実に行う。
  - ・教育課程に示した1時間ごとの目に見える形での具体的なねらいをもって確実に指導を行う。
- ② 校内（教職員と児童、児童と児童）の人間関係を柔らかなものにするように、日頃から丁寧にひとを尊重した言葉づかいを定着させる。
  - ・児童に対しては「○○さん」、自分に対しては「ぼく」「わたし」を基本とする。
- ③ 全ての教科において確かな学力を育成し、学校生活を充実させる。
  - ・全ての教科を通して、より高い言語力の育成を図る。
  - ・習得すべき事項は、授業の中でできるだけ習得させる。

「教え込むのではなく、気づかせ、納得させることで、より確実に理解させる。」

「暗記は、九九、漢字などの最低限の内容にとどめるとともに、それは確実に習得させる。」

④ 各学年段階で確実に身につけさせたい学習態度・学習習慣について学校全体で徹底する。

## (2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

① 全ての教育活動の中で、生命・身体はかけがえのないものであることを理解させる。

② 全ての児童が伸びたい、頑張りたいという願いをもっている前提に立ち、どの子にも学習の中で活躍できる場を保障する。

③ 道徳の時間において、道徳的価値の自覚を深めるとともに、人間は誰でもよりよく生きたいという願いをもっていることを理解させる。

④ 児童のスマイル班(縦割り班)活動を通して、上級生としての自覚や、上級生を敬愛し感謝する気持ちを育てる。先輩は後輩を弟・妹と思って導き、後輩は先輩を兄・姉と思って接する。

## (3) いじめを許さない・見逃さない規範意識の醸成

① 教職員は、「いじめは許さない」「いじめは見逃さない」「指導によっていじめは防止できる」という意識をもって指導に当たる。

② いじめ防止には、早期発見、いじめの芽を摘むことこそ重要であるという認識を全教職員が共有し、いじめの兆候を見逃さない感覚と高い人権意識を身につけて指導に当たる。

③ ①②を通して、児童に「いじめは、どんなことがあってもいけないことだ」という意識をもたせる。

④ スクールカーストの特性を理解するとともに、教師が意識的・無意識的に序列をつくらないように、自らの言動、姿勢、態度に気をつける。

### ※1 スクール・カースト

・日本の学校空間において児童の間に自然発生的に人気の度合いを表す順序。  
(容姿、ファッションセンス、場の空気、趣味などにより上位、下位が決まる。)

・スクール・カーストの格差は小学校ぐらいまでは目立ちにくい。(中高で顕著)

・しかし、教師に日頃からどのように扱われているかが少なからず影響している。  
(児童の話の聞き方、名前の呼び方、お手伝い等)

⑤ ヒドゥン・カリキュラムの効果を理解した上で、教師自身の言動、態度、姿勢をただすように心がける。また、健全でよく学ぶ学級の雰囲気づくりに努めることで、児童が知らず知らずのうちに健全に育つ学級の土壌をつくる。

### ※2 ヒドゥン・カリキュラム(隠れたカリキュラム)

・Hidden Curriculum (教育学者のフィリップ・W・ジャクソンの造語)

・ヒドゥン・カリキュラムは公のカリキュラムよりも効果がある。

(いじめのない学級、素直な学級、掃除をまじめにする学級、校風、男らしさ女らしさ等)

・教師の意図的、計画的なものだけでなく、無意識な言動の中にもカリキュラムが隠れている。

(いじめがあるのに何もしない教師、道徳的でない行動があっても指導しない、見過ごす教師)

・実は、日本の教師達は伝統的に隠れたカリキュラムを効果的に運用してきた。

## 4. いじめの早期発見についての取り組み

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 教師は児童とのコミュニケーションとしての手段として児童をからかったり、児童のことをネタにして冗談を言ったりしない。

② 児童には、どんな小さなことでも、友だちをからかったり、友だちのことをネタにして冗談を言ったりさせない。

- ③ 教師は、児童の言動に対して敏感な感性をもち、ひとを小馬鹿にしたり傷つけたりするような言動に対しては、その場で「今の言い方（態度）は何ですか？」とすぐに指導する。（これぐらい、いいか。）とは思わない。
- ④ 児童にいじめ、からかいに対する敏感な感性を育て、いじめの芽になる言動に対して互いに注意し合ったり、先生に相談したりする雰囲気を学校全体につくる。

### 5. いじめの早期解決についての取り組み

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、道徳性・社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① 教員による「いじめ点検」を毎月行い。学年部会（学年の担任を中心に、習熟度別指導・特別支援学級担任等、その学年に関わりの多い教員によって構成する）でいじめの兆候がないかどうか確認し合い、ある場合には生活指導部を通じて管理職に報告するとともに、直ちに改善する。
- ② 児童を対象にした「いじめアンケート」を各学期実施し、「ある」場合は、直ちに確認を行い解決する。
- ③ 子どもの様子交流会を年2回行い（1学期、3学期）、スクリーニングシートによる報告・意見交換を通して、課題のある児童について全教職員での共通理解を図る。
- ④ スクールカウンセラーの活用を図る。

### 6. いじめ問題に取り組むための校内組織



#### (1) 年間計画

- ① 各学年部会 毎週1回
- ② いじめアンケート調査（児童対象）（各学期）
- ③ 子どもの様子交流会 年2回（1学期、3学期）
- ④ スクリーニングシートによる報告、意見交換 毎月1回

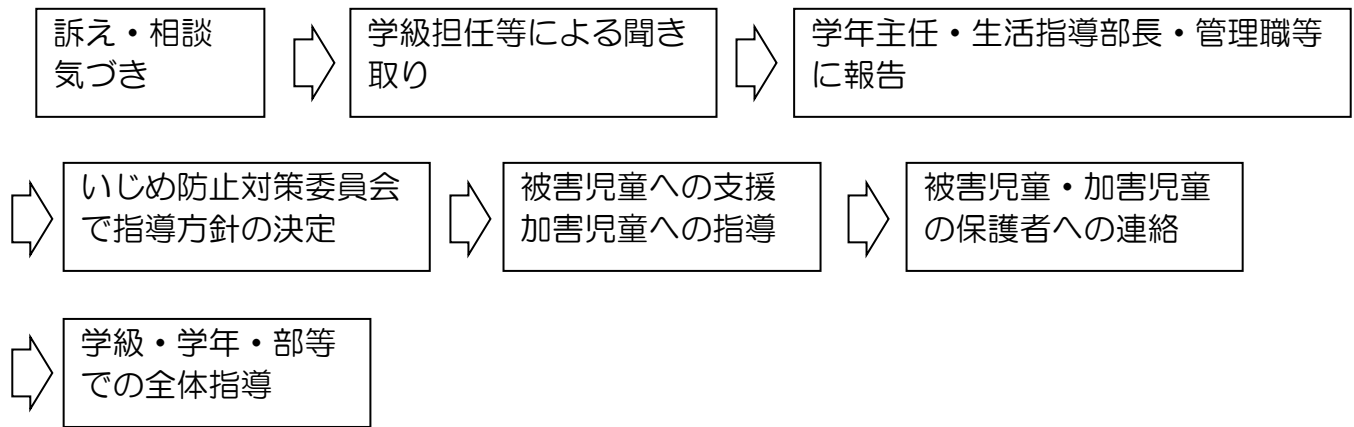
#### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 保護者と緊密な情報交換を行う。（連絡帳、電話、面談）
- ② 保護者に対して「いじめ防止」に関して啓発を図る。
- ③ 学校協議会、松虫中学校区青少年健全育成協議会で課題を共有し、地域ぐるみでの解決に協力を依頼する場合もある。
- ④ 区役所・警察・こども相談センター・近隣幼稚園・保育園と課題を共有し、児童の健全な心の育成に努める。
- ⑤ ホームページや学校だよりなどにより情報発信・啓発に努める。

### (3) 取り組み内容の検証

- ① 取り組みについて、その有効性を検証し、今後のいじめ防止策に生かす。
- ② アンケート結果を分析し、児童の実態把握に努める。

### いじめ発見の際の流れ



## 7. 重大事案への対処

### (1) いじめ重大事案とは（大阪市いじめ対策基本方針より）

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。  
（児童が自殺を図る、身体に重大な傷害を負う、金品等に重大な被害を被る、精神疾患を発症するなど）
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。  
（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査する必要がある）

### (2) いじめ対策緊急度分類の基準（別紙 1-1）

- ① 緊急度（高）：重大事態に発展する可能性がある、もしくは長期化が見込まれる。  
**総務課いじめ対策 G において対応**
- ② 緊急度（中）：事案が複雑であり、学校での対応が困難であると見込まれる。  
**指導部（いじめ対策委員会）において対応策の検討、学校への指導・助言**
- ③ 緊急度（低）：事案が軽易、もしくは学校での対応が望ましい。  
**学校において対応**

総務課いじめ対策Gにおける緊急度分類の基準等

<p>① 緊急度【高】 重大事態に発展する可能性がある、もしくは長期化が見込まれる</p> <p>※教育委員会事務局への報告を必要とする</p>	<p>② 緊急度【中】 事案が複雑であり、学校での対応が困難であると見込まれる</p>	<p>③ 緊急度【低】 事案が軽易、もしくは学校での対応が望ましい</p> <p>※原則として教育員会事務局への報告は不要であるが、事態が重大化するおそれが強い場合は報告するものとする。</p>
<p><b>総務課いじめ対策G において対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 自死事案</li> <li>◎ 比較的重度のケガを伴う場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨折、脳震盪等の重度のケガ</li> <li>・入院や手術が必要な場合</li> <li>・後遺障害が残る場合</li> <li>・歯の欠損や顔に傷跡が残るといった将来にわたって影響が残る場合</li> </ul> </li> <li>◎ 財産的被害が比較的大きい場合                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的高額な金銭が返却されない場合</li> <li>・高価な持ち物（携帯電話等）が故意に破損盗難される場合</li> </ul> </li> <li>◎ わいせつ事案</li> <li>◎ 精神性の疾患を発症した場合</li> <li>◎ 不登校となる期間が10日間を越え、相当期間が経過しても解決のめどが立たず、継続して不登校の状況が見込まれる場合</li> <li>◎ 保護者からの申立てがあった場合</li> </ul>	<p><b>指導部（いじめ対策委員会）において 対応策の検討、学校への指導・助言</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ①に該当しない、通院する必要があるケガを伴う場合（通院の必要がない軽微なものであっても診断書等が提出された場合を含む。）</li> <li>◎ ①に該当しない、財産的被害を伴う場合。</li> <li>◎ 不登校となる期間が10日間以上であり、学校での解決のめどが立たない場合</li> <li>◎ 保護者が学校の対応に不信感を示している場合</li> <li>◎ 事案が学期、年度をまたがるなど長期間となっている場合</li> <li>◎ 学級経営が難しい等のリスク要因がある場合</li> <li>◎ 上記に該当しない軽微なものであっても、いじめと思料される事案が複数回あった場合や、支援を要する児童生徒が当事者となっている場合は、②とすることを検討する。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>学校において 対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ①・②に該当しないがいじめ事案と認識する場合</li> </ul>

